

第9章

地域計画の実現に向けて

- 1 東近江市の体制
- 2 協議会による推進体制

1 文化財の保存・活用の推進体制

本市では、庁内関係部局や民間団体・研究機関等との連携体制の整備を進め、地域計画に基づく住民主体の歴史文化を生かしたまちづくりを推進します。令和5年(2023)4月現在の本市における関係各課の業務内容及び関係する団体は以下のとおりです。

(1) 行政

- ・東近江市文化スポーツ部歴史文化振興課は、中心的な主体の一つとして、各主体への働きかけや調整、支援等を行うとともに、文化財の保存・活用のための体制及び仕組みづくりや制度設計、必要となる財源措置等に取り組みます。
- ・本市各課は歴史文化振興課と連携しながら、それぞれの分野において「文化財を生かしたうらおいとにぎわいのまち」づくりの取組を推進し、本市の歴史文化の魅力や価値の向上を図ります。
- ・本市とともに国(文化庁)、滋賀県、関係市町等市街の関係機関と文化財の保存・活用に関する連携を強化します。

(2) 所有者

- ・所有者及び管理者は本市の歴史文化を体現する文化財を管理することの重要性を認識し、継続して文化財を適切に保存管理します。
- ・行政や地域等と連携しながら文化財の防災・防犯対策の徹底を図ります。
- ・文化財の公開や活用について、保存管理や防災・防犯、プライバシー保護などを前提として参加、協力します。
- ・所有者同士や地域、市民団体、民間、専門家との横のつながりによる支援や協力、情報共有のネットワークづくりに取り組みます。

(3) 地域

- ・行政や市民団体、民間、専門家と連携しながら文化財の保存・活用に取り組み、本市の歴史文化について積極的に情報発信します。
- ・地域の共有財産であることを認識し、各主体が行う保存・活用の取組への参加、協力等を通じて、歴史文化を支える担い手として理解を深めます。
- ・地域での様々な取組に関する見識を広め、相互の支援や協力、情報共有等のためのネットワークづくりに取り組みます。

(4) 市民団体

- ・それぞれの立場や専門分の知識、ノウハウを生かしながら、各分野の歴史文化の担い手のリーダーとして地域の活動を支え、文化財の保存・活用に寄与します。
- ・相互の支援や協力、情報共有等のためのネットワークづくりに取り組みます。

(5) 民間

- ・それぞれの立場や専門分の知識、ノウハウを生かしながら、各分野の歴史文化の担い手のリーダーとして地域の活動を支え、文化財の保存・活用に寄与します。
- ・相互の支援や協力、情報共有等のためのネットワークづくりに取り組みます。

(6) 専門家

- ・専門家は、行政との連携のもと本誌の歴史文化にかかわる様々な観点から調査研究を行い、文化財の掘り起こしや価値づけ、保護等の対応を行います。
- ・調査成果を所有者や地域へ普及するとともに、保存活用に取り組んでいくための助言・指導・協力を行います。
- ・行政が実施する取組に対し、適切な措置を講じられるよう各種審議会を通じて指導・助言を図ります。

行政		
東近江市		
文化スポーツ部	歴史文化振興課	文化財の調査・保存、文化財保護の普及啓発、文化財防火デー関連事業
	博物館構想推進課	博物館・資料館の管理運営に関すること。東近江市立八日市文化芸術会館の管理に関すること。博物館構想の策定に関すること。(仮称)森の文化博物館の調査・展示計画に関すること。
	てんびんの里文化学習センター	てんびんの里文化学習センターの管理運営に関すること。
	西堀榮三郎記念探検の殿堂	西堀榮三郎記念探検の殿堂の管理運営に関すること。
	能登川博物館	能登川博物館の管理運営に関すること、市史編さん資料の整理、保存及び活用に関すること。
	近江商人博物館・中路融人記念館	近江商人博物館の管理運営に関すること、中路融人記念館の管理運営に関すること。
	埋蔵文化財センター	埋蔵文化財調査に関すること、埋蔵文化財の保存及び活用に関すること。
商工観光部	観光物産課	観光施策の企画立案に関すること、観光協会に関すること、観光施設に関すること、観光機能の強化に関すること、観光イベントに関すること、物産資源のブランド化に関すること、観光プロモーションに関すること。
	中心市街地整備課	中心市街地の整備に関すること、中心市街地活性化基本計画の策定及び進行管理に関すること、一般社団法人八日市まちづくり公社との連絡調整に関すること。
企画部	企画課	広域行政に関すること、山村振興に関すること、定住移住の推進窓口に関すること。
	森の文化博物館整備課	森の文化博物館整備計画に関すること。
	広報課	広報紙の発行その他広報一般に関すること、市のホームページの運用管理に関すること、東近江スマイルネット(ケーブルテレビ)への情報提供に関すること、防災情報告知放送システムによる放送に関すること。

総務部	総務課	市町村界、字界及び住居表示の企画に関すること。
	公文書センター	歴史的文書の閲覧に関すること。
	人事課	職員研修の企画及び実施に関すること。
	管財課	帰属・寄附採納に関すること。
都市整備部	広域事業推進課	国・県事業の推進及び調整に関すること、蛇砂川・八日市新川・愛知川・日野川改修事業の推進に関すること、国道8号、307号及び421号改修事業の推進に関すること。
	公共交通政策課	地域交通ネットワークに関すること、駅舎の管理に関すること。
	管理課	道路、河川及び都市下水路の占用に関すること、官民境界に関すること、法定外公共物の財産管理及び許可に関すること。地籍調査に関すること。
	住宅課(空家対策推進係)	空き家等の対策に関すること。
	都市計画課	都市計画の決定、変更及び廃止に関すること、地区計画に関すること、景観に関すること、屋外広告物に関すること、都市計画マスタープランに関すること、公園緑地の整備に関すること。
	建築指導課	建築基準法の施行に関すること、建築物の防災指導に関すること、建築審査会に関すること、開発許可申請等に対する意見書に関すること。
	施設建築課	市有建物の建築設計、施工及び監督に関すること、市有建物の営繕の設計、施工及び監督に関すること、建築基準法第12条に基づく点検に関すること。
農林水産部	農業水産課	農業振興に関すること 新規就農に関すること 水田野菜生産拡大に関すること 農業女子の育成・支援に関すること 食農教育に関すること。
	地域商社支援室	地産地消事業の推進に関すること 地域商社の生産出荷に関すること 学校給食への地場農産物の利用促進に関すること、地域内中規模流通システムの生産者育成に関すること。
	林業振興課	森林経営管理制度に関すること、森林資源活用に関すること、治山、森林の保全に関すること、鳥獣被害に関すること。
市民部	まちづくり協働課	地域課題の解決に係る事業の企画立案及び総合調整に関すること。
	各支所	地域振興に関すること、地域の情報発信に関すること、地域の危機管理(消防、水防、防災等)に関すること。

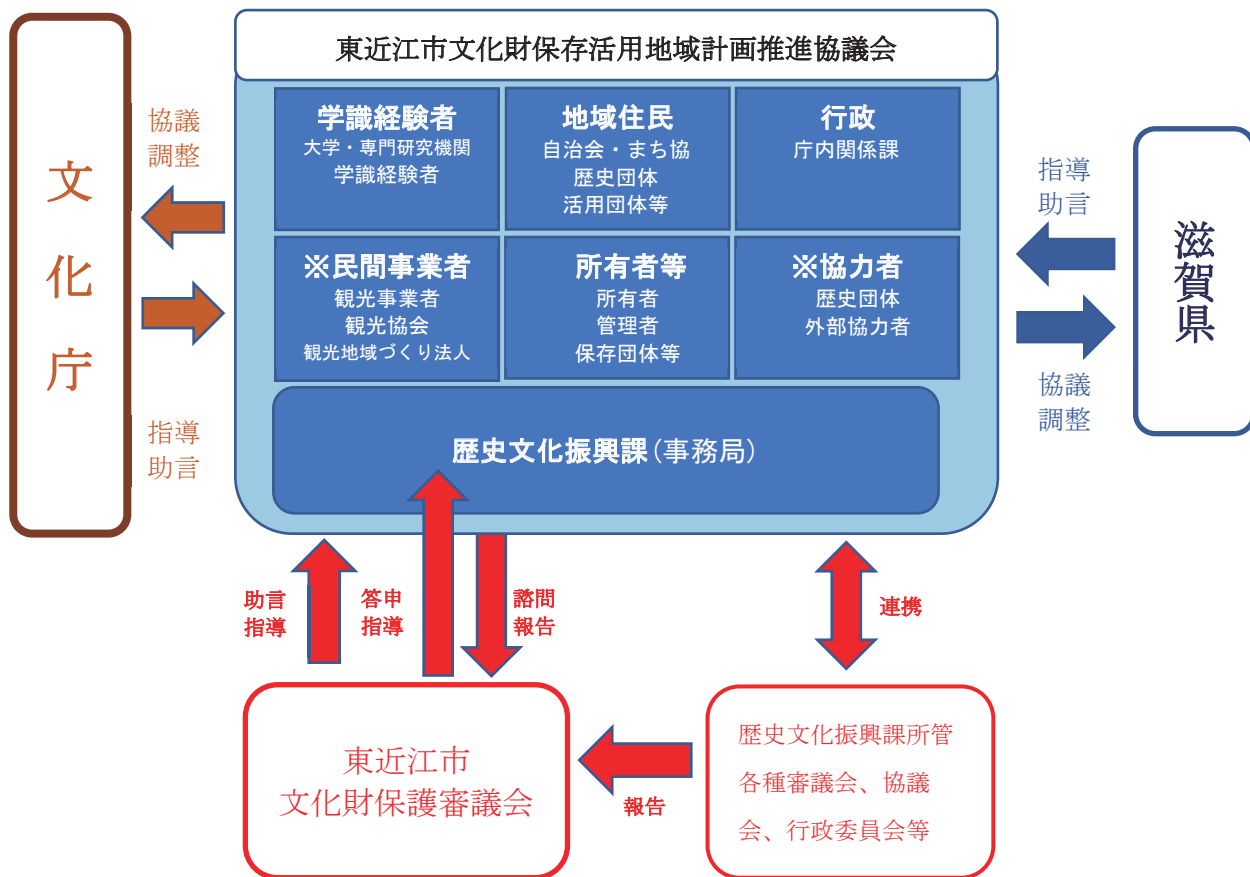
環境部	森と水政策課	鈴鹿山系から琵琶湖までの流域政策に関する事、森里川湖の活用に係る企画立案及び総合調整に関する事。
	資源再生推進課	環境基本計画に関する事、自然公園法(国定公園等)に関する事、伊庭内湖及び琵琶湖岸の環境保全に関する事、自然環境の保全に関する事。
こども未来部	幼児課	認定こども園、幼稚園及び保育所に対する教育・保育の指導に関する事。
教育委員会事務局	教育総務課	教育に係る広報、調査及び統計に関する事。
	学校教育課	学校の教育課程の編成及び指導に関する事、教科用図書及び教科用教材の使用に関する事、園の教育課程の編成及び指導に関する事。
	生涯学習課	社会教育関係団体の育成指導に関する事、文化芸術の振興に係る企画及び調整に関する事、文化芸術関係団体の指導育成に関する事、青少年の健全育成及び青少年教育に関する事。
	図書館	図書資料の収集、整理及び保存に関する事。
学校等		
市内小学校 中学校 高等学校		
協議会、他市町村等		
日本遺産「水の文化」ツーリズム推進協議会		聖徳太子1400年悠久の近江魅力再発見委員会
滋賀県文化スポーツ部文化財保護課		彦根市観光戦略部文化財課
近江八幡市総合政策部文化観光課		甲賀市教育委員会事務局歴史文化財課
愛荘町教育委員会事務局生涯学習課		多賀町教育委員会事務局生涯学習課
竜王町教育委員会事務局生涯学習課		日野町教育委員会事務局生涯学習課
いなべ市教育委員会事務局生涯学習課		
所有者		
文化財所有者 文化財保護団体 文化財管理者		
地域		
平田地区まちづくり協議会	南部地区まちづくり協議会	市辺地区まちづくり協議会
永源寺地区まちづくり協議会	玉緒地区まちづくり協議会	五個荘地区まちづくり協議会
御園地区まちづくり協議会	愛東地区まちづくり協議会	建部地区まちづくり協議会
湖東地区まちづくり協議会	中野地区まちづくり協議会	(一社)能登川地区まちづくり協議会
八日市地区まちづくり協議会	蒲生地区まちづくり協議会	市内自治会
滋賀県警察本部東近江警察署	東近江行政組合消防本部八日市消防署	
能登川消防署 愛知消防署	日野消防署	
市民団体等		
(一社)東近江市観光協会	東近江観光振興協議会	東近江市商工会
(公財)東近江市地域振興事業団	東近江市観光ボランティアガイド協会	
各文化財関係団体		
民間		
(公財)日本習字教育財団観峰館	(財)日登美美術館	(財)近江商人郷土館

専門家

文化庁	滋賀県埋蔵文化財センター
独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター	滋賀県立平和祈念館
滋賀県立安土城考古博物館	滋賀県立琵琶湖博物館
滋賀県立琵琶湖文化館	滋賀県立美術館
大学等研究機関	

2 東近江市文化財保存活用地域計画推進協議会

令和6年度から、地域計画の実現に向け事業の効果検証や連携体制の構築の場として法第183条の9第1項に定める法定協議会として、「東近江市文化財保存活用地域計画推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置します。推進協議会には、参画する行政、所有者、市民、学識経験者、民間事業者、協力者がそれぞれの役割を認識し、一体となって地域計画の目標実現に向け、歴史文化を生かしたまちづくりを推進することとします。



地域計画の推進体制

- 推進協議会は東近江市が設置、運営します。
- 推進協議会は、行政(庁内関係部署)、所有者等、地域住民、学識経験者、民間事業者、協力者等をもって組織します。
 - ※「民間事業者」、「協力者」については、計画作成後直ちに住民の自主事業や民間事業者の参入、外部協力者が現れるわけではないので、取組状況に鑑み、推進協議会の会長の求めに応じ招聘することとします。
- 推進協議会の役割は、文化財保存活用地域計画の進捗管理、成果の評価、将来の施策への指導、助言を行います。
- 文化財保護審議会は東近江市の諮問に応じ、文化財の調査、指定答申を行うとともに、推進協議会に対しては文化財行政に係る指導、助言を行います。
- 歴史文化振興課所管の各種審議会、協議会、行政委員会等は、東近江市文化財保存活用地域計画推進協議会に対し、各協議会等で定めた内容を報告し、東近江市の歴史文化施策に係る取組の実現のため連携します。

